

令和4年9月

原子力災害時の避難対策等に 係る財源確保に関する要請書

原子力発電関係団体協議会



会長	島根県知事	也道吾浩雄彦世
副会長	北海道知事	治政広義一
	青森県知事	達直申嘉雅和英
	宮城県知事	浩
	福島県知事	達嗣時祥康
	茨城県知事	
	新潟県知事	
	石川県知事	
	福井県知事	
	山口県知事	
	愛媛県知事	
	佐賀県知事	
	鹿児島県知事	

丸鈴三村内大花 馳 杉村中山塩 山木村井堀川角 本岡村口田

原子力施設が所在する地域においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法により、関係自治体は、原子力災害時の避難計画を作成し、計画に基づく訓練の実施、放射線測定のための資機材整備など、平時から原子力災害に特有な対策に取り組んでいる。

原子力災害時の避難対策については、政府が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、関係自治体が講じる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。

しかしながら、福島第一原子力発電所事故を受けて、原子力規制委員会は原子力災害対策指針を定め、予め原子力災害対策の準備が求められる区域が原子力発電所から概ね8～10km圏から30km圏(UPZ)に広がり、関係自治体は、万が一、原子力災害が起きた場合には、UPZ内の多くの住民が避難することも想定して準備をしなければならないが、そのための人員を平時から維持・確保し、より円滑に住民避難を行うための道路整備等による避難経路の確保など、継続して原子力防災体制の維持・強化に取り組むには、政府による十分な財政措置が不可欠である。

しかしながら、現状においては、例えば、バスの手配や避難退域時検査、避難誘導などの住民を避難させる体制を整備しなければならず、そのためには、職員を配置し、毎年、研修や訓練を継続して実施しなければならないが、研修や訓練の実費が措置されているのみで、そのために必要な人件費は財政措置されていない。

については、次の事項について、政府において責任を持って対応することを強く要請する。

1. 原子力防災対策に必要な資機材や備蓄品の配備及び維持管理、システムの整備及び除排雪を含む道路等の維持管理、計画や防災関係マニュアル等の作成に係る経費について、十分な財政措置を行うこと。
また、原子力防災関連施設や一時的な屋内退避施設、病院、福祉施設等における放射線防護対策として、関係自治体が必要と判断したものについては、原子力災害対策重点区域内の全ての区域で実施できるよう、原子力災害対策事業費補助金の対象範囲を拡大するなどの必要な財政措置を行い、早期に適切な防災対策が講じられるようにすること。
2. 関係自治体の原子力防災対策に要する経費は、法令により義務付けられた執行経費であることから、職員人件費を含め必要経費の全額を財政措置すること。
3. 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等による避難経路の確保や港湾等のインフラ整備に対する支援を拡充すること。
4. 電源三法交付金等については、平成 24 年度から原子力災害対策が必要な区域が 30 km 圏内まで拡大されていることを踏まえ、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象地域を拡大すること。